

茨城県非常勤嘱託職員地位確認等請求事件

原告・被告双方の主張が出揃い、いよいよ証人尋問へ

7月26日の公判では、双方からの主張がほぼ出揃ったとし、裁判長からそれぞれからの証人申請について採用の判断が示され、原告側2名、被告側2名の証人が決定した。ただ、今回の雇い止めの経過と背景に関わる重要証人を原告が申請し、決定したものの、本人の同意が不明な「呼び出し」であるため、もし出廷しなかった場合に、原告ともっとも近い位置にいた上司を予備の証人としている。

証人尋問を行う次回公判は、11月8日(木)午後1時開廷。水戸地裁302号法廷。地裁は

水戸駅から徒歩10分。ぜひ多くの方が傍聴に来られることを呼びかけます。

なお、7月7日(土)午後5時から、つくば市吾妻交流センターにおいて、「官製ワーキングプア問題を考える講演と裁判報告のつどいinつくば」が開催され、原告の訴訟代理人、支援者など20名あまりが参加した。内容は、当会理事上林が「官製ワーキングプア裁判判決の流れと茨城雇い止め事件の争点」を講演、弁護士団長松村孝弁護士が裁判報告を行った。

集会の報告

＜非正規労働者の権利実現全国会議 in 東京＞

7月21日、標記の集会在明大リパティタワーで開催された。同会議は、総会以外に年数回、集会を開催しているが、今回は久々に東京での開催となった。

毎回テーマを設定しているが、今回は「同一価値労働・同一賃金」がメインテーマ。基調講演は、明大遠藤公嗣教授が「同一価値労働同一賃金を実現するための理論的・実践的課題」を取り上げた。また、均等待遇アクション21事務局から「パート労働法改正の建議についての意見」に関する報告などもあった。

なお、次回の集会は、11月17日(土)午後1時から福井市国際交流会館、次々回は13年1月26日(土)午後1時から山口市あるいは下関市で開催を予定している。

同会議への入会や問い合わせは、中西基弁護士へ。電話：06-6365-1132、Eメール：nakanisi@kitaosaka-law.gr.jp

＜日弁連が「高速バス事故はなぜ？原因と対策を考える」集会を開催＞

7月6日(金)午後6時から霞が関の弁護士会館クレオで、標記の集会が開催された。基調講演は川村雅則准教授の「規制緩和と交通労働～高速バスツアー事故が問うもの」、国土交通省からも谷川仁彦自動車局安全政策課事故防止対策推進官がこの間の国としての対応策を報告した。

後半は現場からのリレー報告で、高速バス会社、地下鉄、航空労働者、トラック運転手それぞれの関連組合役員が発言した。総じて、国の規制緩和政策の弊害があきらかにされた。

＜社会政策学会・労働組合部会で官製ワーキングプアを取り上げる＞

5月27日(土)駒澤大学で、社会政策学会第124回大会が開催され、第6分科会「労働組合部会」のテーマとして「国・地方自治体における非正規職員問題」が取り上げられた。報告者は、早川征一郎法大名誉教授「国(政府)における非正規職員問題」、青学大松尾孝一教授「地方自治体の非正規職員問題」、白石孝「官製ワーキングプアの現状と課題～荒川区職員労働組合の取り組みを通して」の3人。

分科会場には100名近くの学会関係者が参加、質問も多く出された。

＜自治労東京都本部臨時・非常勤協議会総会と交流集会。＞

6月30日(土)、総評会館から名称変更になった「連合会館」で開催された。午前は第9回総会、午後が分科会。午前の記念講演は、朝霞市議になられた元自治労本部臨時・非常勤担当だった黒川滋さんが「パート労働法」を取り上げた。午後は、「処遇改善」「雇用止め」「組織拡大」の3分科会。なお、アミカス嘱託職員ユニオンの本多玲子委員長が特別報告を行い、会場から感動と賛同の声があがった。

＜第9回東京地方自治研究集会で分科会＞

自治労連など60団体の実行委による「第9回東京地方自治研究集会」が、7月8日(日)に明大リパティタワーで開催されたが、第14分科会「良質な公共サービスを求めて～官製ワーキングプアの根絶を」で、東京都内各市区町村へのアンケート調査の結果が報告された。

(まとめ：白石孝)

「非正規国家公務員の状況」の巻

非正規国家公務員の状況に関しては、総務省人事恩給局が毎年7月1日を基準日として「一般職国家公務員在籍統計調査」を実施しており、直近のデータである2011年7月1日現在によると、審議会などの委員、顧問、参与等職員(23,168人)を除き、118,747人の非常勤職員が在籍している。

府省別にみると、最も多く勤務しているのが法務省で、52,917人(審議会等の委員、顧問参与等職員を除く)。実に非常勤国家公務員の45%は法務省なのだが、実はこのうち49,001人が「その他の職員」に分類されており、これは「保護司」といわれる非常勤の国家公務員で、実質的に無給のボランティアなのである。したがって、法務省における有給の非常勤職員は、3,916人である。

府省別で次に多いのが、厚生労働省の30,429人で、ここでも最も多い人数として分類されているのが「その他の職員」で25,735人となっている。ほとんどが全国の都道府県労働局および職業安定所(ハローワーク)などで職業紹介関係業務に従事する非常勤職員である。この中でも特に多いのが相談員で、リーマンショック以降の雇用対策として、2008年度から09年度にかけて約6000人増員された結果、09年度で全国の安定所(労働局を含む)に約13,000人が配置され、その後11年度にかけて約7000人増加し、職業

紹介関係業務に従事する非常勤職員の75%を占めるに至った。

この相談員にも任期があり、任期が更新されないと立場を変えて「カウンターの向こう側」に座り、求職相談をかける側になるという、笑えない話がまん延している。

中央省庁改革が行われた2001年以降の有給の非常勤職員数(委員顧問参与等・保護司を除く)の推移をみると、01年の154,351人から11年には69,746人へと11年間で約85,000人も減らし、2分の1未満になっている。これは04年に国立大学が国立大学法人に移行したのにとともに、職員の身分が公務員から民間労働者へ移行したこと、ならびに、11年に社会保険庁が民営化されたためなどの影響による。

非常勤職員と常勤職員の割合は、04年を境として、25:75から20対80に変化した。国立大学や国立大学病院等がいかに非常勤職員によって支えられていたということである。

なお、2000年以前の統計表における非常勤職員数は、たとえば1980年7月1日現在では215,595人(委員等や保護司を含む)、90年7月1日現在では206,815人(同)、2000年7月1日では225,617人(同)で、増減の幅は小さい。03年までは、概ね20万~25万人の範囲で推移していたようである。

(上林陽治)

	2001	2004	2007	2010	2011		
					計	(委員顧問参与等)	(その他の職員)
法務省	52,668	53,091	54,880	56,789	56,140	3,223	49,001
国税庁	5,506	5,713	6,693	6,475	6,812	232	0
文部科学省	71,994	3,243	3,162	2,781	2,860	2,124	0
厚生労働省	38,459	39,556	30,157	39,268	38,462	8,033	25,735
社会保険庁	1,069	3,227	10,529	—	—	—	—
農林水産省	22,641	10,883	11,662	9,955	9,529	364	0
国土交通省	12,920	10,765	12,725	12,395	11,609	1,684	4,716
その他府省庁	11,993	13,217	13,990	17,648	16,503	7,508	25,995
合計	217,250	139,695	143,798	145,311	141,915	23,168	79,712

()内は%

	2001	2004	2007	2010	2011
有給非常勤職員数 (委員顧問・参与等・保護司除く)	154,351 (24.2)	67,976 (18.4)	70,975 (19.4)	71,955 (21.0)	69,746 (20.6)
常勤職員数	482,633 (75.8)	301,166 (81.6)	295,397 (80.6)	270,698 (79.0)	269,578 (79.4)

地方自治体の非正規職員の処遇改善を図るための 地方自治法203条の2の改正案を 民主党総務部門会議が了承

長らく、非常勤の地方公務員の手当支給を制限する根拠とされてきた地方自治法203条の2について、制限を緩和するよう同条文を修正する動きが国会内で本格化してきた。

7月26日に開催された民主党の総務部門会議で、非常勤の地方公務員の処遇改善を図るためとして地方自治法203条の2を改正する案を了承した。

同改正案の取りまとめに動いていたのは、2010年秋に民主党内に設置された「地方自治体臨時・非常勤職員問題ワーキングチーム(WT)」。同WTは、5月29日、臨時・非常勤職員に係る雇用の安定、処遇改善等の課題を短期・中期・長期に区分し、諸手当支給ができるよう地方自治法改正を求めることは短期的課題と位置付け、今次国会に地方自治法改正案が上程されていることから、その改正案という形式をとって、議員提案するというものである。

改正案の内容は、現行203条の2に、以下の4項を加え、新5項の条文を修正するというものである。

- ④ 普通地方公共団体は、条例で特別の定めをした場合は、第1項の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、次条第1項の職員との権衡を考慮し、条例で定める手当に相当する給与を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び前項の給与の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

つまり改正案第4項は、条例で特別の定めをした場合は、勤務形態が常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる非常勤職員に対し、常勤の職員又は短時間勤務職員との権衡を考慮して、条例で定める手当に相当する給与を支給できるというものである。

この改正案は、手当支給を可能とするという観点からは大変よくできている。つまり「短時間勤務職員」に準ずるという一文を入れることにより、勤務時間数だけに捕われず、少なくと

も短時間勤務職員が担うとされている本格的業務を担っていれば、「準ずる者」と解釈される道を開いているのである。同条文は参議院法制局からの案と仄聞しているが、なるほどである。

しかしながら、手当支給を可能とするという観点からの改正案なので、いくつか気をつけなければならない点がある。

第1に、手当支給を可能とするためには、条例改正を伴わなければならない(条例で特別の定め)。第2に、法改正を待つまでもなく、いまでも条例改正すれば常勤的非常勤職員に手当支給は可能なのであり、そうすると法改正の効果は限定的で、やはり主戦場は自治体にならざるを得ないということである。第3に、「常勤」「非常勤」という不透明な区分をそのままにしているということである。たとえば公営企業法は、常勤も非常勤もすべて「職員」で括られている。国家公務員の給与法と人事院規則は、非常勤職員を「委員等」と「その他非常勤職員」で区分し、後者に諸手当を支給できるようにしている。

ただそれでも、法規制を緩和する修正をする意味は大きい。少なくとも法律は支給を禁止していないといえる、そして自治体の労使交渉にのせることが可能となるからだ。

もうひとつ急いで付け加えると、こんなちいさな修正でも、総務省公務員課は反対論で国会内の世論形成を図ろうとしているのである。偏狭な連中である。(文責：上林陽治)

○民主党地方自治体臨時非常勤職員問題ワーキングチームの役員(発足当初、その後離党等をした議員もいるので、メンバーは入れ替わっている)

顧問 稲見哲男 平岡秀夫
座長 行田邦子
事務局長 相原久美子
事務局次長 江崎孝
幹事 吉川政重 大西孝典 石橋道宏
小西洋之

総務省は「任期付短時間勤務職員」制度で巻き返しを狙っている

1. たびたび紹介している「地方公務員月報」(総務省公務員課編) 5月号に、「任期付短時間勤務職員の活用について～対象業務の広がりや切り口～」なる興味深いレポートが載っている。

このレポートは単なる運用状況の報告ではない。2004年の制度創設から8年経っても任期付短時間勤務職員制度を採用した自治体は60、人数は2,940人に過ぎない(11年4月)。08年に実施した総務省調査で臨時・非常勤は約50万人に達しているのに対し、任期付短時間制度はわずか0.6%に過ぎない。法制度的混乱を極める臨時・非常勤任用にあって、任期付短時間制度への移行を目指す総務省自らが惨憺たる状況であることを認めたものである。

(1) レポートは、任期付短時間の運用状況を以下のようにまとめている。

- ①採用事例は、ケースワーカー、保育士を中心に福祉関係に多い。
- ②期限ある職への採用(法第5条第1項)は17%で、期限なき職(法第5条第2項)への採用が83%を占める。
- ③任期は2～3年が57%、1年以内が27%、3年超えは300人だが296人が明石市となっている。
- ④勤務時間は、週24～32時間が9割。

(2) さらに、次のようにこれまでの経過を振り返っている。

①07年、長期にわたって任用を繰り返した後に再度の任用がされなかったことに関し、再び任用されることに期待を抱かせる特別の事情があったとして、期待権に基づく民事上の損害賠償を認めた高裁判決(中野区保育士解雇事件)。

②臨時・非常勤の中に常勤と同様の本格的業務に従事している事例や業務における責任や処遇の問題が指摘されたため、08年に「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」を発足させ、その09年の報告書で、次のように言及している。

- 1) 主な採用事例は、一定程度の資格や経験が重視される業務。
- 2) 明確な期間設定など、自治体にとって制度的な要件に関する活用の困難さがある。
- 3) 自治体の職務責任の段階設定の意識が弱く、常勤の他は臨時・非常勤で足りるとの認識がある。

4) 成績主義で競争試験又は選考という採用手続きが、自治体に厳格でコストかかるとの抵抗感を与えている。

5) 職務内容に応じた給料と各種手当が、自治体に負担感を与えている。

6) 今後の活用に向けては「新たな類型」の検討と「任期の上限と給料」の再検討が必要。

③09年「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」(通称「2009総務省通知」)では、「(各自治体は)臨時・非常勤職員の任用根拠ごとの趣旨に適合した任用の在り方を検討していく過程において、現在、臨時・非常勤職員制度により対応している具体的な任用事例について、本格的な業務に従事することができ、かつ、複数年にわたる任用設定が可能である場合には、任期付短時間職員制度の活用についても併せて検討されたい」とした。

(3) そして、今後の任期付短時間職員制度の活用に向けて以下のように言及している。

①特に市町村での採用業務の多くが固有業務であり、汎用性が高い。

②期限ある職については、業務の性格上その業務の開始時期にはその終期の日にちまでは確定できないものがある。例えば、文書の整理・老朽施設の設備維持管理業務の支援。トラブルの防止から、必要な場合には再任の扱いを予め決めることも求められる。

業務そのものは恒常的だが、一時的に業務量が増加する場合は、任期の明示とともに終期・見直しの時期について予め確定することが求められる。

外部委託が見込まれる場合は、トラブルの防止から条件に変更があった場合の取り扱いを定めておくことが適当。

③期限なき職は、制度創設当初、図書館の開館時間延長や窓口来客の多い時間帯の人員体制強化を想定した。

④今後は、以下の点から任期付短時間職員制度の活用が求められる。

- 1) 純粋に増加した業務
- 2) 既存の非常勤の業務の中の本格的な業務
- 3) 常勤職員同様の本格的な業務

最後に、レポートは「任期付短時間職員制度の活用は、適切な職務分担による質の高い業務執行の取り組みを計る一つの物差し」と